

監査公表第 552 号

平成16年11月4日監査公表第510号において公表した平成16年度出資団体監査(工事)の監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成19年2月13日

京都市監査委員	青木善男
同	久保省二
同	江草哲史
同	藤井昭

平成16年度出資団体監査(工事) 監査の結果に基づく措置状況

(京都市住宅供給公社-1)

監 査 の 結 果
予定価格が100万円を超える委託契約について、特殊な技術、機器又は設備等を必要とするものではないにもかかわらず、当該工事の施工者であり、管理に精通しているという理由で随意契約を行っていた。また、委託契約書(以下「契約書」という。)では、契約は同一条件で1年間更新されることを定めていた。 適正な契約を行うよう改められたい。 <p style="text-align: right;">(業務委託共通)</p>

講 じ た 措 置
予定価格が100万円を超える委託契約については、原則として、複数者から見積りをとることで価格の妥当性・履行の确实性を検証するよう改めた。 また、監査の結果にある同一条件での更新を行う規定については、委託契約書から削除し、適正な契約を行うよう改めた。

監 査 の 結 果

TV電波障害保守点検業務委託料の算出に当たり、平成11年度から平成15年度に至るまでに労務費が7%以上下落しているにもかかわらず、委託料算定の基礎となる1戸当たりの月額費用を見直さずに積算していた。

適正な積算を行うよう改められたい。

(TV電波障害保守点検業務)

講 じ た 措 置

TV電波障害保守点検業務委託料の算出に当たっては、平成18年度の契約より複数者の見積りを徴するなどの方法により価格の検証を行い、適正な積算を行うよう改め、契約額の見直しを行った。

(監査事務局第一課)